

## 投資顧問契約の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお客様にお渡しする書面です。)

この書面をよくお読み下さい。

商号 つばめ投資顧問合同会社

住所 〒299-0261 千葉県袖ヶ浦市福王台4丁目20番地1  
TEL : 0438-80-8087

### 金融商品取引業者

当社は、投資助言業を行う金融商品取引業者であり、登録番号は次のとおりです。  
登録番号 関東財務局長(金商)第2932号

#### ○ 投資顧問契約の概要

- ① 投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。
- ② 当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

#### ○ 報酬等について

国内外の株式および投資信託等の価値の分析又はこれらの価値の分析に基づく投資判断に関し次のように助言を行い、お客様から、助言報酬をいただきます。

- (1) ①定期（原則週1回）および②不定期（重要なニュースが発生した際となります、おおよそ月1回程度を想定）の推奨銘柄のメール配信
- (2) 上記①については週次においてファンダメンタルズ分析に基づく推奨銘柄や投資行動に関する助言を分析内容とともにメールにて配信。また、上記②については株式市場や企業ニュースなどに変化が起きた場合に必要に応じて不定期で推奨銘柄や投資行動に関する助言を行うものとします。

#### 個別相談

顧客の要請に基づく個別相談を実施し、推奨銘柄や投資行動に関する助言を行います。相談の形態は対面、電話、オンラインビデオ電話およびメールにより行うものとします。

投資顧問契約は月額9,800円（税込）を基本料金とし、契約期間は1ヶ月（=30日間）の自動更新となります。定期・不定期のメール配信およびメールによる個別相談は基本料金に含まれるものとします。同投資顧問契約の範囲内において、対面、電話、オンラインビデオ電話による個別相談は別途30分あたり4,980円（税込）が加算されるものとします。対面による相談の場合、当社事務所から面談場所までの交通費（実費）が料金に加算されます。当社への支払い方法についてはクレジットカード決済および銀行振込とし、振込手数料は顧客負担とします。

## 支払い時期

クレジット決済の場合	・・契約成立日
銀行振込の場合	・・契約成立日

## ○ 有価証券等に係るリスク

投資顧問契約により助言する有価証券等についてのリスクは、次のとおりです。

### ① 株式

株価変動リスク：株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。

株式発行者の信用リスク：市場環境の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来たし、換金できないリスクがあります（流動性リスク）。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

### ② 信用取引等

信用取引や有価証券関連デリバティブ取引においては、委託した証拠金を担保として、証拠金を上回る多額の取引を行うことがありますので、上記の要因により生じた損失の額が証拠金の額を上回る（元本超過損が生じる）ことがあります。信用取引の対象となっている株式等の発行者又は保証会社等の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動し、委託証拠金を割り込むこと、又、損失の額が委託証拠金の額を上回ることがあります。

### ③ 為替リスク

各国の政治・経済・社会情勢、金利政策、株式相場、不動産相場、商品相場等の様々な要因に伴い、為替レート（通貨交換比率）が変動することによって損失が生じるおそれがあります。

### ④ 投資信託リスク

投資信託は値動きのある株式や債券などに投資するため、基準価額は株式市場などの動向により変動します。したがって、投資信託には元本の保証はありません。基準価額に影響を及ぼす主な変動要因としては、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、金利変動リスクがあります。

## ○ クーリング・オフの適用

この投資顧問契約は、クーリング・オフの対象になります。具体的な取扱いは、次のとおりです。

### （1）クーリング・オフ期間内の契約の解除

① お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して 10 日を経過するまでの間、書面による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。

② 契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。

③ 契約の解除に伴う報酬の精算は、次のとおりとなります。

- ・ 投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合：投資顧問契約締結のために通常要する費用（封筒代、通信費等）相当額をいただきます。

- ・ 投資顧問契約に基づく助言を行っている場合：日割り計算した報酬額（契約期間に対応する報酬額 ÷ 契約期間の総日数 × 契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの日数。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ。）をいただきます。この場合、契約期間に対応する報酬額を契約期間の総日数で除した金額

について生じた一円未満の端数は切り捨てます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額を返金するものとします。契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただけません。

#### (2) クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

① クーリング・オフ期間経過後は、契約を解除しようとする日の 3 日前までの書面による意思表示で契約を解除できます。契約解除の場合は、解除までの期間に相当する報酬額として日割り計算した額をいただきます。

#### ○ 租税の概要

お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、たとえば、株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します。

#### ○ 投資顧問契約の終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- ①契約期間の満了（契約を更新する場合を除きます。）
- ②クーリング・オフ又はクーリング・オフ期間経過後において、お客様からの書面による契約の解除の申出があったとき（詳しくは上記クーリング・オフの適用を参照下さい。）
- ③当社が、投資助言業を廃業したとき

#### ○ 禁止事項

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

- ①顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと
- 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
- 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
- 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
  - ・取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
  - ・外国金融市场における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
- 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理
- ②当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること
- ③顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと

#### 会社の概要

- |                     |                          |
|---------------------|--------------------------|
| 1 資本金               | 600 万円                   |
| 2 役員の氏名             | 代表社員 梶井駿介                |
| 3 主要株主              | 梶井駿介                     |
| 4 分析者・投資判断者         | 梶井駿介                     |
| 5 助言者               | 梶井駿介                     |
| 6 当社への連絡方法及び苦情等の申出先 | 以下の電話番号、eメールアドレスにご連絡下さい。 |

連絡先 :T E L : 0438 -80 -8087

eメールアドレス info@tsubame104.com

## 7 当社が加入している金融商品取引業協会

当社は、一般社団法人日本投資顧問業協会の会員であり、会員名簿を協会事務局で自由にご覧になれます。また、管轄の関東財務局で、当社の登録簿を自由にご覧になれます。

## 8 当社の苦情処理措置について

(1) 当社は、「苦情・紛争処理規程」を定め、お客様等からの苦情等のお申出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。当社の苦情等の申出先は、上記6の苦情等の申出先のとおりです。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次のとおりです。

- ① お客様からの苦情等の受付
- ② 社内担当者からの事情聴取と解決案の検討
- ③ 解決案のご提示・解決

(2) 当社は、上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、当社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会から苦情の解決についての業務を受託しており、お客様からの苦情を受け付けています。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申出下さい。

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター

住 所 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13

電 話 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

(月～金／9：00～17：00 祝日等を除く)

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- ① お客様からの苦情の申立
- ② 会員業者への苦情の取次ぎ
- ③ お客様と会員業者との話し合いと解決

## 9 当社の紛争解決措置について

当社は、上記の特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは、当社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員によりあっせん手続が行われます。当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申出下さい。

同センターが行うあっせん手続の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- ① お客様からのあっせん申立書の提出
- ② あっせん申立書受理とあっせん委員の選任
- ③ お客様からのあっせん申立て金の納入
- ④ あっせん委員によるお客様、会員業者への事情聴取
- ⑤ あっせん案の提示、受諾

## 10 当社が行う業務

当社は、投資助言業の他に、各種スクール、セミナー事業を行っています。